

社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会
障害者地域作業所等設置支援資金貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター（以下「障害者支援センター」という。）から支援を受ける障害者グループホーム及び障害者地域作業所（以下「作業所等」という。）又は横浜市から支援を受ける精神障害者グループホーム及び精神障害者地域作業所（以下「精神作業所等」という。）に対し、その設置に必要な資金（以下「設置支援資金」という。）を貸し付けることにより、作業所等並びに精神作業所等の運営が安定することで障害者の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(資 金)

第2条 設置支援資金は、本会福祉基金をもって充てる。

(貸付の対象)

第3条 貸付の借入対象者は、本会の会員であることとする。ただし、新設の運営委員会等の場合は、作業所等又は精神作業所等の設置後に本会の会員となることを約さなければならず、次の各号のいずれかの要件を充たすものでなければならない。

- (1) 障害者支援センター横浜市障害者グループホーム事業助成要綱又は障害者地域作業所設置運営費等助成事業要綱の設置費助成金の対象となる運営委員会（以下「運営委員会」という。）であること。
- (2) 横浜市精神障害者地域作業所助成事業実施要綱又は横浜市精神障害者グループホーム助成事業実施要綱の設置費・移転費助成交付申請の対象となる法人または運営委員会（以下「法人等」という。）であること。

(貸付金額)

第4条 貸付金額は、障害者支援センター又は横浜市が交付する設置費助成金等の範囲内とする。

(貸付期間)

第5条 貸付の期間は、借入申込みをする運営委員会や法人等が障害者支援センター又は、横

しなければならない。

(1) 障害者支援センター横浜市障害者グループホーム事業助成要綱第12条又は障害者地域作業所設置運営費等助成事業要綱第5条第1項に定める書類の写し。または、横浜市精神障害者グループホーム助成事業実施要綱第7条又は横浜市精神障害者地域作業所助成事業実施要綱第5条に定める書類の写し。

(2) 借入申込みについての運営委員会等の議事録

(3) 障害者支援センター横浜市障害者グループホーム事業助成要綱第13条又は障害者地域作業所設置運営費等助成事業要綱第5条第2項に定める設置費助成金決定通知書の写し。

または横浜市精神障害者グループホーム助成事業実施要綱第9条又は横浜市精神障害者地域作業所助成事業実施要綱第10条に定める設置費補助金決定通知書の写し。

(4) 前各号の書類は、審査委員会が認める場合に限り申請時に添付せず、貸付実行時まで提出することができるものとする。

(貸付の決定)

第13条 会長は、前条の申込みを受けたときは、審査委員会の意見を聴き、貸付の可否を決定し、借入申込みをした者に対し、設置支援資金貸付決定通知書(様式2号-1)又は設置支援資金貸付不承認通知書(様式2号-2)により通知するものとする。

(計画変更の承認)

第14条 設置支援資金の貸付又は貸付の決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、その貸付の対象である設置計画に重要な変更を加えようとするときは、速やかに会長に届け出なければならない。

2 会長は、前項の届出を受けたときは、審査委員会の意見を聴き、これを承認し、あるいは貸付決定を取り消し、又は貸付金の返還をさせるものとする。

(条件変更に伴う届出の義務)

第15条 借受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに会長に届けなければならない。

(1) 代表者を変更したとき

(2) 事業を休廃止したとき

(3) その他借り受けの条件について重大な変更があったとき

2 会長は、前項の届出があったときは、必要な措置を講じるものとする。

(委 任)

第22条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(付 則)

この規程は、平成18年 1月27日から施行する。

金銭消費貸借契約条項

(繰上償還)

第1条 次の(1)から(3)までの事由が一つでも生じた場合は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会(以下「甲」と言う。)からの通知催告等がなくても当然に、(4)から(13)までのいずれかの場合は甲からの請求によって、借受人(以下「乙」と言う。)は本借入金債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全部または一部を弁済するものとし、

(1) 乙について破産の申立があったとき、又は解散した場合

(2) この借入金を要した施設又は事務所を廃止した場合

(3) 住所変更の届出を怠るなど乙の責に帰すべき事由によって、甲に乙の所在が不明となった場合

(4) 乙が、この借入金を第4条の規定に違反して使用し、又は借入後長期にわたり使用しない場合

(5) 乙が、この借入金債務及びこれに付帯する一切の債務はもとより、その他甲に対する債務の一つでも期日に弁済しなかった場合

(6) 乙が、この契約又はこの契約に基づく義務の履行を怠った場合

(7) 乙が、この資金の借入に関し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は必要な事実の申出若しくは報告を怠った場合

(8) 乙が、この借入金を要した施設若しくは事業所を第三者に経営譲渡又は賃貸して、当該施設等の開設者若しくは事業者でなくなった場合

(9) 乙が、この借入金に係る事業又は施設等を休止若しくは許可、認可の取り消しを受けた場合

(10) 乙が、他の債務のため強制執行、執行保全処分、国税徴収法、若しくはその例による滞納処分を受けた場合

(11) 乙について、和議、競売手続開始の申立があった場合若しくは乙が支払を停止した場合

(12) 乙が手形交換所より取引停止処分を受けた場合

(13) その他債権保全のため必要と認められる場合

(違約金)

第2条 乙は、次の各号の一に該当し、前条の請求が行われた場合であって、甲から請求があったときは、その事業が発生した日と甲が認めた日から同条の弁済があった日までの日数に応じ、次に掲げる金額に14.5パーセント乗じて計算した違約金を甲に支払うものとする。

(1) 前条(4)に該当した場合

当該借入金について定められた用途以外に使用した金額又は長期にわたり使用しなかった金額

(契約の解除等)

第3条 甲は、乙が第1条各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除し、又はこの契約証書記載の金額を減額するものとする。

(資金の用途及び規制)

第4条 乙は、この借入金をこの証書に記載した用途にのみ使用し、他に流用しないものとする。

2 乙は、甲がこの借入金を貸付の目的以外に使用されることを防止するため必要な指示をした場合は、その指示に従うものとする。

3 乙は、この借入金を使用した場合には、その用途を経理上明らかにしておくものとする。

第5条 前条第2項により甲がこの借入金の全部を貸付受入金として甲に預け入れることを指示した場合は次によるものとする。

(1) 資金交付は、甲の指示により分割又は一括交付とする。

(2) 資金交付時期は、乙が甲の指示するところに従うものとする。

(3) 貸付受入金には利息を付さない。

(差引計算)

第6条 乙は、貸付受入金債権に対し、他の債務のため強制執行、執行保全処分の申請又は国税徴収法による保全差押を受けたときは、同時にこの借入金債務につき期限の利益を失い、この借入金債務と当該貸付受入金債権を甲が相殺しても異議を申立てません。

2 乙は、甲から第1条の規定により繰上償還の請求を受けたときは、この繰上償還に係る債務と自己の貸付受入金債権とを対当額において、甲が相殺しても異議を申立てません。

(損害金)

第7条 乙は、甲の承認を受けた場合を除き、この借入金債務の元金の支払を遅延した場合には、その延滞日数に応じ、当該元金に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した損害金を甲に支払うものとします。

(償還金受領委任契約の締結)

第8条 乙が、横浜市の助成を受けてこの借入金を弁済する場合においては、甲と乙は、当該助成金全額を受領に関する権限について委任契約を締結することとします。

第9条 乙は、前条に基づく甲の権利行使を妨げるべき行為をしないものとします。

(第三者の弁済、債権譲渡)

第10条 乙は、甲がこの借入金債務について何人から弁済を受け、又は何人に対して譲渡しても、異議を申立てません。

(弁済の充当)

第11条 乙は、この借入金債務の弁済充当の指定権が甲にあることを承認します。

(報告)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、その都度速やかに甲に報告するものとします。

(1) 乙の住所、名称若しくは組織、代表者又は事業の内容に異動を生じ、又は死亡、解散、その他これに準ずる事実が発生した場合

(2) 乙の事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合

(3) 乙がこの借入金に係る事業の管理運営に関する規程等について著しい変更を生じさせたとき

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲から指示を受けた場合

(経営指導及び調査)

第 13 条 甲は、乙の本借入金債務の弁済の確実を期するために、甲は横浜市及び関係機関と協力して乙に対する経営指導等を行うことができるものとします。

2 乙は、甲から本借入金債務の弁済に必要な助言・指導を受けた場合には、これに従い、円滑な弁済を期すものとします。

第 14 条 乙は、甲から事業報告書、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）等の提出を求められたときは、遅滞なく甲に提出するものとします。

第 15 条 甲が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、業務の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査しても乙は異議を申立てません。

(公正証書の作成)

第 16 条 乙は、甲から指示を受けた場合には、直ちに公証人に委嘱して、この契約に基づく債務の承認並びに強制執行の認諾ある旨を記載した公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

(費用負担)

第 17 条 甲が本債権の実行又は保全のため要した費用は、すべて乙が負担するものとします。

(管轄裁判所の合意)

第 18 条 甲と乙は、この契約に関する訴訟について、甲が指示する裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意します。

(様式第1号)

社会福祉
法人 横浜市泉区社会福祉協議会

障害者地域作業所等設置支援資金貸付借入申込書

金 円也

上記の金額について平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
借用いたしたいので、別紙関係書類を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

〒

所在地

運営委員会（法人）名

（電話番号 ）

代表者氏名

印

社会福祉
法人 横浜市泉区社会福祉協議会

会長

(様式第2号-1)

社会福祉

法人横浜市泉区社会福祉協議会

障害者地域作業所等設置支援資金貸付決定通知書

運営委員会（法人）名

代表者氏名 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日に申込のありました設置支援資金借入
申込につきまして、審査の結果、貸付決定になりましたので通知
いたします。

平成 年 月 日

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会

会 長

貸付にあたりまして、金銭消費貸借契約証書の差し入れ並びに
委任契約書につきまして締結いたします。ご了承のほどお願い
申し上げます。

(様式第2号-2)

社会福祉

法人横浜市泉区社会福祉協議会

障害者地域作業所等設置支援資金貸付不承認通知書

運営委員会（法人）名

代表者氏名 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日に申込のありました設置支援資金借入
申込につきまして、審査の結果、貸付不承認となりましたので
通知いたします。

平成 年 月 日

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会

会 長

不承認にあたりまして、ご提出いただきました書類につきまして
返却いたします。ご了承ください。

(様式第3号)



金 銭 消 費 貸 借 契 約 証 書

1 金額	金 円
2 用途	地域作業所等の設置に必要な資金
3 償還期限	平成 年 月 日
4 償還方法	償還期限までに一括償還します。
5 利息	無利息とする。
6 償還金受領 委任	委任契約書(様式第 号)による
7 その他	別紙金銭消費貸借契約条項のとおり

社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会 御中

借受人は、社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会から証書貸付の方式をもって、上記条件により金銭を借用し、これを受領しました。
この契約を証するために証書1通を作成し、社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会に差し入れます。

平成 年 月 日

借受人

所在地

運営委員会(法人)名

代表者氏名

代表者印

(様式第4号)

委任契約書

横浜市泉区社会福祉協議会を甲とし、
を乙として、乙が甲から借り入れている次に表示する障害者地域作業所等設置
支援資金貸付（以下「設置支援資金」と言う。）の償還に関し、当該償還に係る
全額を乙が社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター又は横浜市
から助成等を受けている場合について、乙はその受領に関する権限をすべて甲
に委任するものとする。

設置支援資金の表示

1 借入額

円

2 借入期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

上記事項を約するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住 所 横浜市泉区和泉町3540番地
法人名 社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会
会 長 会 長 印

乙 住 所
運営委員会（法人）名
代表者 印

(様式第5号-1)

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター
障害者グループホーム・障害者地域作業所設置費助成金
の受領及び社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会
地域作業所等設置支援資金貸付償還金充当通知書

金

円也

号契約により貴運営委員会から受領委任を受けた社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター設置費助成金について、
平成 年 月 日をもって上記金額を社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターから受領し、その全額を設置支援資金貸付償還金に充当したので通知します。

平成 年 月 日

社会福祉
法人 横浜市泉区社会福祉協議会

会長

印

〒

所在地

運営委員会（法人）名

代表者氏名

様

(様式第5号-2)

横浜市精神障害者グループホーム・精神障害者地域作業所
設置費補助金の受領及び社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会
地域作業所等設置支援資金貸付償還金充当通知書

金

円也

号契約により法人等から受領委任を受けた横浜市設置費補助金について

平成 年 月 日をもって上記金額を横浜市から受領し、その全額を設置支援資金
貸付償還金に充当したので通知します。

平成 年 月 日

社会福祉
法人 横浜市泉区社会福祉協議会

会長

印

〒

所在地

運営委員会（法人）名

代表者氏名

様